

市の文化財に

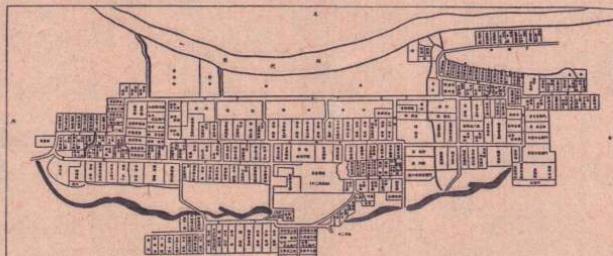
「十二所土族屋敷絵図」を指定

市では3月29日付で「十二所土族屋敷絵図」を市の文化財に指定しました。この絵図は、縦72才、横161才の掛軸になっており、全体は縦137才、横175才の大きさとなっています。

図面はかなり詳しく、230人いたといわれる土族屋敷の間口や奥行き、坪数を1軒1軒、さらには南方の崖の高さなど、何尺何寸まで記入しています。

また、十二所代官茂木氏の城跡、神社仏閣なども記載され、米代川や山道、堀には色彩をほどこすなど、旧藩時代の十二所城下町をそのまま書き写したもので、当時の状態が一目よりよう然とわかる貴重なものです。

この絵図は、明治維新により士農工商の身分制度が崩壊し、華族、士族、平民の別に代わることで、政府が士族の確認のための資料として、明治5年に名簿や絵図を提出させたもの控えで、藩政



期の十二所の様子がよくわかり、歴史資料としての価値が高く、今回の指定となつたものです。

十二所は、南部藩との藩境の要衝の地で、元和2年(1616年)に城下町としての骨格が形成され、その後、延宝7年(1679年)に完成、それが幕末まで続いたといわれます。

控えとしてこの絵図は、十二所の土

族であった岡本家に残っていたもので、昭和9年に郷土叢書の資料として成章小学校に贈られ、以来同校に保管されていましたが、今回の指定を機会に、市に寄贈され、十二所公民館で保管されることになりました。

今回の指定により、市指定の文化財は刀剣3、樹木1、絵図1の計5件となりました。

町内会館や集会所などの

新築・増築・改築に市で補助

市では、コミュニティ施設設置費補助金交付要綱を定め、町内会館、部落会館又は集会所等の設置費に対する補助金を交付することにしました。

補助金の交付対象は、町内会や部落会館とし、二つ以上の町内会での共同設置も対象になります。

また、対象となる事業は、地域住民会体が集会等に使用するための会館設置とされ、新築をはじめ増築、一部改築、それに建物を買収して会館とする場合も対象となります。ただし、改築の場合はその建築経過年数が25年以上でなければなりません。

また、増築、改築など新築以外の会館設置の場合は、その事業費が100万円以上とされています。

補助金は、当該事業費の20%以内でその額が100万円を超える時は、100万円を限度とします。

補助金交付を希望する町内会は、申請書に建築事業計画書(設計図書類)、収支予算書等を添えて、建築着工1ヶ月前までに提出してください。

交付申請、また詳しいことについては市役所企画室(電話42-1212内線212番)へどうぞ。

こんなちは!
保健婦です

行楽に簡単な応急医薬品を

4月から5月にかけては、行楽のシーズン。ご家族そろってハイキングや旅行の計画を立てておられる家庭もおいででしょう。

ところで、お出かけの際、ぜひ準備されることをお勧めしたいのが、簡単な応急医薬品。

子供さんなどが、虫にさされたり、転んでひざをすりむいたりしても、あわてる事なく応急処置ができます。

持っていくと重宝する主な医薬品と、ケガなどの手当て法は次のとおりです。

<応急医薬品>

消毒薬、救急パンソウコウ、脱脂綿、ガーゼ、包帯、鎮痛薬、下痢止め、チューブ入り軟こう、目薬、それに小型ナイフ、ティッシュペーパーなど。

◎靴ずれ、マメができる時

水ぶくれになった部分の周囲をよく消毒してください。そのあと、消毒した針などでマメの下の方に穴をあけて、液を出します。そして、もう一度消毒してから、パンソウコウをはってください。

◎すりむいた時

まず、きれいな水で皮膚についた泥や砂を洗い落としてください。その後、脱脂綿などに消毒液をたっぷりしみこませて、よくふきます。

血のにじみ方が少ない時は、ガーゼなどでおおう必要もなく、そのままにしておく方がよいでしょう。

血がはげしくにじみ出る場合は、傷用の軟こうをガーゼに薄くぬって、パンソウコウで止めてください。

愛犬家の皆さん

犬の「ふん」はあなたが始末を

◆犬の運動にはビニール袋等の携帯を

雪消えとともに路上に犬の「ふん」がめだつようです。「ふん」は見ただけでもイヤな気分がし、まして、踏んだときは本当に腹がたちます。愛犬家の皆さん犬の運動の際は、ビニール袋などを携帯して「ふん」の始末を必ずするようにしてください。

◆犬の放し飼いもやめましょう。

犬の放し飼いは禁じられています。放し飼いをすると他人にかみついたり、他の人の庭を荒したり、非常に迷惑をかけることになります。絶対にやめてください

"それぞれの持場で生かせ火の用心"

一春の火災予防運動一

実施期間 4月1日(日)から4月7日(土)まで

<重点目標>

- ・地域ぐるみの防火協力体制づくり
- ・焼死事故の防止

みんなそろって明るい選挙

知事選挙 県議会議員選挙 4月8日(日)

市長選挙 市議会議員選挙 4月22日(日)

<投票所が変更になります>

投票区	新	旧	投票区	新	旧
御成	有浦スポーツ館	商工会館	櫛崎	櫛崎児童館	櫛崎部落会議所
川口	下川沿保育所	下川沿公民館	花矢	矢立公民館付属	花矢公民館
横岩	大西会館	横岩部落会議所	第6	スポーツ館	白沢分館



贈らない



求めない



受けとらない

国民年金だより

◆加入には当然加入

と任意加入

国民年金は、農林業に従事している人や自営業の人、あるいはこれらの方の家族で、ほかのどの年金制度にも入ることが出来ない、すべての人を対象にしています。

国民年金は、年金に加入している人や、過去に加入していたことのある人が、年をとったり、障害者になったり、死亡したときに、その加入者や家族などの生活の安定を図ることを目的としています。

国民年金の加入者には、必ず加入しなければならない「当然加入者」と、本人が希望すれば加入できる「任意加入者」とがあります。

<当然加入者>

当然加入者は、次の4つのすべての条件に該当する人です。

- (1) 日本国籍のある人
- (2) 20歳から59歳までの間
- (3) 日本国に住所のある人
- (4) 次の(1)から(4)のすべてに該当する人
 - (1) 厚生年金や共済組合などの被用者年金に加入していないこと
 - (2) 地方議会議員でないこと
 - (3) 年金や恩給などを受けることができないこと
 - (4) (1)から(3)に該当する人の配偶者であること
 - (5) 星間部の学生であること

<任意加入者>

任意加入者は、当然加入者の(1)から(3)の条件と次のいずれかに該当する人で、被用者年金に加入していない人です。

- (1) 地方議会議員
- (2) 年金や恩給などを受けている人
- (3) 被用者年金の加入者、又は、(1)と(2)に該当する人の配偶者
- (4) 星間部の学生

当然加入者や加入を希望される任意加入者は、市役所市民課年金係で加入手続きをしてください。

◆年金委員紹介

今回は下川沿地区の年金委員を紹介します。加入や給付など年金に関することは、何んでも気軽にご相談ください。

(敬称略)

<氏名>	<担当区域>	<電話>
村尾 五六	餅田1区	42-8151
高清水俊子	餅田2区	43-1280
虹川 紀子	山田 渡	42-2488
佐々木ヨネ	赤石 沢	42-8603
長崎祥悦	立花 1・2区	49-1683
高橋 ハナ	川口1区	42-8666
小林 正二	川口2区	42-8348
佐藤 佐市	川口3区	49-2064
佐藤 助治	川口4区	42-8732
伊藤 良助	川口5区	42-8273
佐藤運之助	川口6区	42-8276